

# やんばるラグビーフットボールクラブ規約(案)

## (名称)

第1条 本クラブは「やんばるラグビーフットボールクラブ」と称し、本規約中で「本クラブ」とは「やんばるラグビーフットボールクラブ」を示すものとする。

## (事務局)

第2条 本クラブの事務局は事務局長宅におく。

## (目的)

第3条 本クラブは、ラグビーフットボールを通じてクラブ員同士の親睦を図ると共に、その家族友人同士の交流を深める事を目的とする。また、ラグビーを通じて心身を鍛えながら人間性豊かな社会人となり、地元ラグビー競技の普及活動を目指すと共に、地域に根差した生涯型のラグビークラブ作りを目標とする。

## (活動)

第4条 本クラブは前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. ラグビーに必要な技術、体力、知識を習得する為の練習及び、他のラグビークラブチームとの試合、交流
2. 沖縄県ラグビーフットボール協会主催の大会への参加
3. 名護市内の小中高大学生ラグビー部活動への積極的な支援
4. 本クラブ員同志の親睦を図るための行事の開催
5. その他本クラブの目的達成のために必要な活動

## (会員)

第5条 会員は正会員、学生会員、賛助会員の3種類に区分し、次のとおりとする。

1. 正会員及び学生会員とは、本クラブの目的、規約に賛同し本クラブのすべての活動に参加可能な者とし、会費を支払う事により資格を得る事ができる。
2. 賛助会員とは、本クラブの目的、規約に賛同し、本クラブの試合出場以外の活動に随時参加可能な者とし、会費を支払う事により資格を得る事ができる。

## (会費)

第6条 会員は総会(定期総会)の開催月に、次の会費を納入するものとする。但し、当該年度の10月1日～3月31日の間に新規入会した会員は半額とする。

(2) 既納の会費は、返還しない。

- |         |                     |     |         |
|---------|---------------------|-----|---------|
| 1. 正会員  | 選手としてクラブの活動に参加する会員  | 年会費 | 15,000円 |
| 2. 学生会員 | 選手としてクラブの活動に参加する会員  | 年会費 | 5,000円  |
| 3. 賛助会員 | 本クラブの活動を支援し随時参加する会員 | 年会費 | 5,000円  |

(3) 納入期日は、6月末日までとする。

## (会計)

第7条 会計は主務とし、運営費は会費、寄付金およびその他の収入により運営する。

- (2) 会費の額は総会にて決定し、総会時に一括納入するものとする。但し、主務が認めた場合は、分割納入も可能とする。
- (3) 会計は、予算案を作成し、総会に提出する。

- (4) 本クラブの運営費は、総会によって決議された予算にもとづいて行われる。但し、補正を要する時は、運営委員会で補正し、部長の決裁により執行する。
- (5) 本クラブの決算は、会計監査員の監査を経て総会にて報告し、会員による承認を得なければならない。
- (6) 本クラブの会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

### (役員)

第8条 役員は立候補及び推薦を基本とし、総会において会員の承認を得て決定する。

- (2) 本クラブに次の役員を置く。
  1. 部長 1名
  2. 副部長 2名
  3. 主務(事務局長) 1名
  4. 副務 若干名
  5. 主将 1名
  6. 副将(FW) 若干名
  6. 副将(BK) 若干名
  7. 各専門部長 1名
  8. 各専門副部長 若干名

### (役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし重任は妨げない。

- (2) 補欠によって選任した役員任期は前任者の残任期間とする。

### (組織・運営)

第10条 本クラブの日常業務の運営は、部長、副部長、主務、副務、主将、副将、各専門部長、各専門副部長により構成する運営委員会で決定し執行する。

- (2) 運営委員会は、毎月1回開催する。また、会員は運営委員会にオブザーバーとして参加することができる。
- (3) 運営委員は、必要に応じて特別の案件を遂行するための特別委員会を組織し、業務を委託することができる。
- (4) 主な担当業務、専門委員会の業務内容は以下のとおりとする。
  1. 部長 本クラブを代表し、本クラブの活動全般を統括する。
  2. 副部長 部長を補佐し、部長に事故有る時は、その業務を代行する。
  3. 主務 本クラブの事務局長とし、会計及び日常業務を執行する。
  4. 副務 主務を補佐し、日常業務を執行する。
  5. 主将 試合・練習に関する業務を決定し執行する。
  6. 副将(FW・BK) 主将を補佐し、試合・練習に関する業務を執行する。
  7. 専門(強化部) 主将、副将と共に試合に必要な技術、体力、戦術の向上に関する業務を執行する。
    - 〃(企画・広報部) 会員の親睦の為の企画立案及び、本クラブの活動情報の広報に関する業務を執行する。
  8. 〃(管理部) 本クラブの用具及びジャージ、消耗品の維持管理に関する業務を執行する。

## (会計監査員)

第11条 本クラブの会費を監査するため、2名の会計監査員を置く。

- (2) 会計監査員は、運営委員会で選任し、総会で承認を得る。
- (3) 会計監査員は、監査の結果を総会にて報告しなければならない。
- (4) 会計監査員の任期は、2年とする。但し、重任は妨げない。

## (総会)

第12条 総会は全会員をもって構成され、本クラブの最高議決機関である。

- (2) 総会は定期総会及び臨時総会とする。
- (3) 定期総会は年1回(年度初め)開催する。
- (4) 臨時総会は運営委員会が必要と認めた時、または会員の3分の1以上の要求があった場合に、開催する。
- (5) 総会の議長は、部長が務める。
- (6) 総会(定期総会)は次の事を行う。
  1. 会費の決定
  2. 事業報告(活動報告)
  3. 会計報告(決算の承認)
  4. 事業計画(活動計画)の承認
  5. 予算の議決
  6. 役員を選出、承認
  7. 会計監査員を選出、承認
  8. 規約の改廃に関する事
  9. その他必要な事項
- (7) 総会は会員の過半数の出席(委任状を含む)により成立する。
- (8) 総会の決議は出席した会員の過半数の同意を必要とする。

## (入会および退会)

第13条 本クラブへの入会は、主務に連絡を取り入会に関する手続きの上、会費を納入する。

- (2) 本クラブからの退会を希望する会員は、その旨を主務へ通達し了承を得る。その際の未納金は清算する。
- (3) 会員が、特別な事情もなく本クラブの活動に参加しないときや、何らの連絡もないとき、または、会費を支払う意志が認められないときは、運営委員会の協議により、除名する事ができる。
- (4) 会員が当クラブの目的、規約に違反した時、または本クラブの名誉を著しく汚した時は、運営委員会の協議により、その改善を求める事ができ、会員に改善の意志がない時は、除名する事ができる。

## (規約の改正)

第14条 規約の改正は、総会において随時変更することができる。

- (2) 規約の改正の決議は、総会出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

## (附則)

1. この規約は平成23年4月24日から施行される。